南伊豆町交流・定住促進事業業務委託プロポーザル実施要領

１　趣旨

本要領は、「南伊豆町交流・定住促進事業業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定を行うものとし、当該選定にあっては、南伊豆町プロポーザル方式等の実施に関する要綱及び本要領によるものとする。

２　業務概要

(1) 業務名

南伊豆町交流・定住促進事業業務委託

(2) 業務内容

南伊豆町への移住希望者を対象に首都圏相談会、各セミナー・案内を実施することにより、移住希望者に南伊豆町での生活を理解し、見学、体験してもらうことにより移住を現実的に検討できる環境を整えることで、本町への移住の促進を図る。

(3) 履行期間

契約締結日から令和２年（2020年）３月31日まで

３　契約限度額

見積額は、1,066千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限額とする。

４　問合せ、企画提案書等提出先

　　担当課(室)　　南伊豆町企画課地方創生室

　　住　　　所　　郵便番号　415-0392　静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂315番地の１

　　電　　　話　　0558-62-1121

　　Ｆ Ａ Ｘ　　0558-62-1119

　　Ｅ － mail　　sousei@town.minamiizu.shizuoka.jp

５　実施形式

公募型プロポーザル方式

６　スケジュール

(1) 実施要領等公表、参加申込受付開始・・・・・平成31年４月18日（木）

(2) 参加申込受付期限・・・・・・・・・・・・・令和元年５月10日（金）

(3) 参加資格確認通知・・・・・・・・・・・・・令和元年５月14日（火）

(4) 質問受付期間・・・平成31年４月18日（木）～令和元年５月14日（火）

(5) 質問回答期限・・・・・・・・・・・・・・・令和元年５月15日（水）

(6) 企画提案書の提出期限・・・・・・・・・・・令和元年５月28日（火）

(7) 第一次審査・・・・・・・・・・・・・・・・令和元年５月29日（水）

(8) 第一次審査結果通知・・・・・・・・・・・・令和元年５月30日（木）

(9) 第二次審査（プレゼンテーションの実施）・・令和元年６月10日（月）

(10)第二次審査結果通知書・・・・・・・・・・・令和元年６月11日（火）

(11)契約締結（予定）・・・・・・・・・・・・・令和元年６月12日（水）

６　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 南伊豆町の入札参加資格登録業者名簿に記載されている事業者

(2) 南伊豆町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていない事業者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当していない事業者

(4) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している事業者

(5) 法人及びその役員等が、南伊豆町暴力団排除条例（平成24年条例第２号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでない事業者

(6) 競争入札参加資格審査申請等提出された書類の記載事項に虚偽がない事業者

７　参加意思の確認方法

(1) 参加表明手続

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、プロポーザル参加意向申出書（要綱様式第５号）を提出すること。

(2) 提出期限

令和元年５月10日（金）午後５時必着

(3) 提出先及び提出方法

提 出 先　　南伊豆町企画課地方創生室

提出方法　　E-mailでの提出とし、提出期限までに提出とする。なお、件名を「南伊豆町交流・定住促進事業業務参加表明書」とすること。

(4) 参加資格確認通知

参加資格の有無について、参加資格確認結果通知書（要綱様式第６号）により、令和元年５月14日（火）までにE-mailで連絡する。

８　質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（要領様式第１号）により、E-mailで受付を行う。

(1) 提出期限　　令和元年５月14日（火）午後５時必着

件名を「南伊豆町交流・定住促進事業業務質問書」とすること。

(2) 回 答 質問に対する回答は、令和元年５月15日（水）までに、全参加者にE-mailで回答する。

９　企画提案書の提出等について

(1) 提出期限　　　令和元年５月28日（火）午後５時必着

※提出書類は返却しない。

(2) 提出方法 持参又は郵送のいずれかで提出すること。

(3) 提 出 先　　　南伊豆町企画課地方創生室

(4) 提出書類 　　 ① 企画提案書（要領様式第２号）

※業務スケジュール及び業務体制を記載すること。

② 会社・団体概要（任意様式：会社パンフレット可）

③ 業務実績表（要領様式第３号）

※交流・定住促進事業業務に関する業務の実績を記載すること。なお、業務実績においては関連会社の実績は含めないこと。

④ 担当者経歴書（要領様式第４号）

⑤ 見積書（任意様式）

※内訳書を添付すること。

(5) 企画提案書作成について

①　体裁は、原則Ａ４版（Ａ３版折込可）とし、横書きとする。

②　枚数制限は、10枚以内とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。

③　仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

④　企画提案書提出後において、総括管理者・研究員の変更は、病休、死亡、退職等の特段の理由がない限り認めない。

⑤　企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成４年法律第51号）によるものとすること。また、文字は11ポイント以上とすること。

(6) 作成部数　　　正本１部、副本11部（正本コピー可）を提出すること。

10　 審査方法

南伊豆町職員で組織するプロポーザル選定委員会において審査を行い、契約予定者を選定する。

(1) 企画提案書等による書類審査

参加資格を有すると判断された事業者について、第一次審査として別添の審査基準により、各種提出書類及び企画提案書による書類審査を行う。第二次審査は、最大上位３事業者までを対象とし、プレゼンテーションによる審査を行う。

(2) プレゼンテーション

① 開催日 令和元年６月10日（月）

② 場　所 南伊豆町役場 　※時間場所の詳細は別途通知する。

③ 説明資料について

提出された企画提案書以外の資料の配布は認めない。

④ プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、30分程度（準備５分、提案内容説明20分以内、質疑５分）とする。

⑤ その他

・出席人数は、説明者を含め４名までとする。

・外部とのネットワークは使用できない。

・機器を使用する場合は、事業者側で準備すること。

11　 選定方法

選定にあっては、第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）で行う。

第一次審査において上位３事業者を決定し、当該事業者による第二次審査において最も高い評価を得た事業者を契約予定者とする。なお、評価が同点の場合は、見積金額の低い事業者を契約予定者とし、見積金額についても同額の場合は、それぞれの事業者の代表者又はその代理人によるくじ引きにより契約予定者を決定する。

12　 審査結果

審査の結果については、南伊豆町企画課地方創生室から文書で通知する。なお、選定結果に対する不服の申立ては受理しない。

13　 契約の締結

本プロポーザルにより特定された事業者と以下の要領で随意契約の交渉を行う。

(1) 辞退等

第一候補者が辞退し契約できない場合は、次点の事業者を契約予定者として契約の交渉を行う。

(2) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、南伊豆町と契約予定者の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

14　 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 企画提案書等の提出期限に遅延した場合

(2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 参加資格を有していないことが判明した場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 提出された見積価格が南伊豆町の契約限度額を超えている場合

(6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(7) 提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(8) その他選定委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

15　 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。

(2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。

(3) すべての提出書類は返却しない。

(4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(5) 提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルを失格とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。

(6) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には、南伊豆町ホームページで告知する。

(7) 企画提案書提出後において、総括管理者・担当者の変更は、病休、死亡、退職等の特段の理由がない限り認めない。